

都市計画税の導入検討に係る市民懇談会 意見交換要旨（第6回）

日時	平成31年2月2日（土） 10:00～11:15
会場	コミセンぎおう 大ホール
参加者	市民8人
出席職員	市長 （政策調整部） 竹中部長、吉田次長 （企画調整課） 小池課長、企画調整課員2名

発言要旨		分類
意見	税の試算で、野洲駅近郊の住宅地と郊外の住宅地とは具体的にどこか。	導入(案)
回答	野洲駅近郊の住宅地は駅から徒歩圏内、郊外の住宅地は近江富士団地である。	
意見	受益について実感がわからない。他市が導入しているから野洲市でも導入するというのは理由として弱いのではないか。	制度
回答	現在進めている雨水幹線事業により、市民の安全・安心が確保できるとともに、土地の価値も向上するので、受益はあると考える。 市内の事業所の従業員人口は増えているが、25%程度しか市内に住んでいない。職住近接が良いのだが、住むための土地が無いため、守山市や栗東市に住まざるを得ない状況である。守山市の人口増は、野洲市に住みたいが土地が無く住めない人が転出している結果とも考えられる。そういう状況を変えていかなければならない。そのためには市街化区域の拡大とともに一層の都市基盤整備が必要となる。本市の人口は今後減少する予測だが、しっかりとまちづくりを進めることができればまだまだ増える可能性はある。野洲市だけが湖南地域の中で一番早く人口が減少するのは魅力がないからではなく、都市基盤整備ができていないからである。そのため他市では都市基盤整備の財源として当たり前導入している「並の税金」を本市でも導入しようとするものである。	
意見	都市計画税は都市計画事業のための目的税であるが、福祉・教育の充実が導入の理由になっていることに違和感を覚える。	使途
回答	本市では、子育て支援、高齢者支援、安全対策などに活用できる財源が都市基盤整備にまわっている。都市基盤整備を都市計画税で引き受ければ、今までそれに充てていた財源がもう少し福祉や教育にまわせるという財政構造の是正のことを意味している。	
意見	都市計画税の導入により生み出された財源をすべて福祉と教育の充実に充てるのか。	
回答	コミュニティバスの運行に必要な財源など、通常の市民サービスの提供に必要な財源に活用する。	

発言要旨		分類
意見	都市計画税は目的税としながら、一般財源化することにはならないか。	
回答	都市基盤整備に充てる財源として法律で制度化されており、そのようなことはない。	
意見	負担する立場からのメリットは何があるのか。	使途
回答	市街化区域における都市基盤整備に充てる共通財源として制度化した上で、一定の財源が確保されれば、国の交付金や補助金も活用してより大きな事業を優先度の高いところから計画的に進めることができる。メリットと言われれば、個々の地域においても、今後整備計画を作成して実現に向けた取組みを進めていくことができる。そのための原資ができることである。	
意見	災害に対する安全・安心の事業については国や県が実施する場合もある。例えば河川改修は市単独では困難である。このことと都市計画税の導入についての関係はどのように考えればよいか。	まちづくり
回答	一級河川は国と県が責任を持って、国税や県税を活用し改修等を実施している。市が実施する災害に対する安全・安心の事業については、例えば市街地の住宅密集地であれば、排水対策や安全を保つための公園整備などが必要となる。公園がなければ都市環境が整わない。そのための財源として都市計画税が必要であり、市が責任を持って安全を守るための税金である。	
意見	導入には賛成ではあるが、野洲市にとって都市計画税は新たな税金であり、ゼロベースからの導入検討であるので説明は丁寧に行うべき。	周知方法
回答	市民懇談会を土曜・日曜日、夜間等も開催している。さらに、駅前において早朝と夕方にチラシを配った。可能な限り、丁寧に進めている。	
意見	現時点で議員からはどのような意見が出されているか。	その他
回答	会派の代表議員に話をしたところ、賛成が多いという感触である。本来は議員が提案すべきという意見もあった。都市計画税が導入されれば、生活保護受給者は大変だという意見もあったが、住宅手当も支給されており、負担が増えたとしても、生活保護制度の中で解決していくものである。なお、前回の導入検討時には、合併して間もないことや他の課題も絡んでいたので条例提案を見送ったが、今回は、今後のまちづくりの方向性も含め、議会の判断に委ねようと考えている。	